一次選別と二次選別の結果が相違しているファイル一覧

資料4

No.		ファイル 番号		実施機関 (一次選別)					二次選別結果				ニ次選別に対する実施機関の意見
	ページ 数		管理 番号	所属名	ファイル名	作成 年度	保存期間	選別	選別判断理由	選別	選別基準	最終一次選別	移管・廃棄・理由
1	51	28	R2- 144	南海トラフ地震対策課	推進本部 幹事会 (平成26・27年度 1/1)	H27	5	移管	推進本部ではなく幹事会に関する文書であるため、 歴史公文書には該当しない	廃棄		移管	幹事会と本部会議は、便宜上ファイルを分けて保管しているもの の、南海トラフ地震対策行動計画を一体的に管理・運営するもの であり、公文書管理も一体的に行うことが適切であるため。
2	57	70	H29- 130	消防政策課	平成21年度 消防年報	H22	10	廃棄	消防に関する記録が記載された文書であり、選別基準12に該当するため移管が適当。	移管	12	廃棄	成果品を県民室に提供しており、過去の分を含めて以前から公開している。また、余部あれば、公文書館への提供も可能。
3	61	11	R2- 185	健康長寿政 策課	平成27年度 健康福祉行政の概要	H27	5	廃棄	県の保健・医療・福祉の概要をまとめた重要な公文 書であるため、選別基準12が該当し、移管が適当	移管	12	廃棄	取りまとめの作業ファイルのため
4	340	21	H29- 546	農業基盤課	農地法4·5条許可申請書3,000m ² 以上 ①H27.5.1~7.29	H27	5	廃棄	2haを超える広範囲の太陽光発電の転用を含むため 軽易なものにはあたらないと判断し、基準:6に該当 し移管が適当。	移管	6	廃棄	・当課としては農林水産大臣への協議を要する4ha超の許可申請 案件をもって基準6に該当とする扱いとしたい。 ・3,000㎡以上案件は平成28年度以降の文書においては別簿冊と しておらず、過去に遡って簿冊管理が煩雑になる。
5	340	24	H29- 547	農業基盤課	農地法4·5条許可申請書3,000m ² 以上 ④ H27.12.1~12.18	H27	5	廃棄	黒潮町庁舎、公営住宅と公の転用であり、30137.55 ㎡と規模も大きく県民生活に影響のあった転用と判断し、基準:6に該当し移管が適当。	移管	6	廃棄	同上
6	341	35	H30- 596	農業基盤課	農地法4·5条許可申請書3,000m ² 以上 ⑤H28.1.29~2.19	H27	5	廃棄	南国市久礼田流通団地内のサニーマート総合物流センターの転用。同流通団地内の下記転用をあわせて、県民生活に影響があった転用と判断し、基準:6に該当し移管が適当。	移管	6	廃棄	同上
7	342	36	H30- 596	農業基盤課	農地法4·5条許可申請書3,000m ² 以上 ⑥H28.2.19~2.25	H27	5	廃棄	南国市久礼田流通団地内のトラック団地事業協同組合の転用。同流通団地内の上記転用をあわせて、県民生活に影響があった転用と判断し、基準:6に該当し移管が適当。	移管	6	廃棄	同上
8	343	1		新エネル ギー推進課	「緑の分権改革」調査委託業務(早稲田総研)	H22	10	廃棄		廃棄		移管	緑の分権改革に基づき地域振興プランを作成するプロセスを含むもので、社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されたものであることから選別基準12に該当するので移管が適当
9	343	2		新エネル ギー推進課	「緑の分権改革」調査委託業務(高知県)	H22	10	廃棄	緑の分権改革に基づき地域振興プランを作成するプロセスを含むもので、社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されたものであることから選別基準12に該当するので移管が適当	移管	12	廃棄	委託業務の契約締結までの過程(施行伺、歳出証拠書類)を整理 した文書のため廃棄が適当
10	343	3		新エネル ギー推進課	高知中央緑の分権改革調査事業における地域振興プ ラン	H22	10	廃棄		廃棄		移管	緑の分権改革に基づき地域振興プランを作成するプロセスを含む もので、社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された ものであることから選別基準12に該当するので移管が適当